

教育委員会会議次第

令和8年4月28日(火)
午後1時10分～
函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第34号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第35号 函南町立小中学校の主任等の任命について
- 議案第36号 函南町社会教育委員の委嘱について
- 議案第37号 函南町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第38号 函南町立図書館協議会委員の委嘱について

5 報 告

- 報告第8号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 報告第9号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 報告第10号 函南町結核対策委員会委員の委嘱について
- 報告第11号 区域外就学の承認について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

- ア 2026自然体験キャンプ
- イ キッズマネースクール「おみせやさんごっこ」(令和8年6月13日開催分)
- ウ キッズマネースクール「おみせやさんごっこ」(令和8年7月19日開催分)
- エ 第33回県民スポーツ・レクリエーション祭「ニュースポーツふれあいフェスタ2026春」
- オ 第43回静岡県油彩美術家協会東部展
- カ 第27回静岡県市町対抗駅伝競走大会

(2) 2市1町教育委員情報交換会について(別添資料)

(3) 伊豆市立伊豆中学校視察に係る事前質問について(別添資料)

(4) 本年度の学校等施設訪問スケジュール確定について(別添資料)

(5) 次回委員会開催予定

定例会 令和8年5月26日(火) 13:10～ 函南町役場3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和8年4月28日（火）

月日	曜日	内 容
3月19日	木	・小学校卒業式（9：00～） ・中学校卒業式（13：00～）
3月22日	日	・函南町消防団入退団式（10：00～）
3月24日	火	・第5回田方地区地域協議会（14：00～）
3月25日	水	・教育支援センター運営協議会（13：30～）
3月27日	金	・教職員転退職者町離任式（11：00～） ・静岡県町教育長会会計監査（13：30～）
3月30日	月	・函南町長選挙当選証書授与式（10：00～）
3月31日	火	・町職員派遣・退職者辞令交付式（16：15～）
4月1日	水	・函南町辞令交付式（8：30～） ・函南町教育委員会辞令交付式（9：00～） ・函南町県費負担教育職員初任者研修会（10：30～） ・函南町県費負担教育職員着任式（13：30～）
4月2日	木	・函南町会計年度任用職員研修会（9：30～）
4月3日	金	・三島警察署管内防犯協会贈呈式（14：00～）
4月4日	土	・函南町文化協会総会（10：00～）
4月5日	日	・函南駅北活性化の会環境整備活動（8：30～）
4月6日	月	・春の全国交通安全運動一斉街頭広報（7：10～）
4月8日	水	・町内小学校入学式（9：00～） ・静岡県市町教育委員会教育長会（13：00～） ・第1回青少年健全育成地区推進委員会連絡会（19：00～）
4月13日	月	・企画会議（9：00～） ・町内園長・校長会（13：30～）
4月14日	火	・第1回静東市町教育委員会教育長会（13：00～）
4月15日	水	・区長会（19：00～）
4月16日	木	・高等学校PTA連絡協議会（19：00～）
4月17日	金	・全国町村教育長会 第1回理事会（10：00～） ・スポーツ推進委員委嘱状交付式（19：30～）
4月21日	火	・三島田方租税教育推進協議会運営委員会（15：00～）
4月22日	水	・町内園長会（14：30～）
4月23日	木	・静岡県町教育長会定期総会・研修大会
4月24日	金	
4月27日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・企画会議（9：00～） ・教頭研修会（13：00～）
4月28日	火	・定例教育委員会（13：10～）

議案第34号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 35 号

函南町立小中学校の主任等の任命について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第18条の4から第21条及び静岡県公立小中学校初任者研修実施要領の規定により、別紙の者を主任等に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年4月1日付け静岡県教育委員会の人事異動により主任等の辞令を発令するため、別紙の者を主任等に任命するものです。

令和8年度 函南町教育委員会 主任等任命辞令

	函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校	西小学校	函南中学校	東中学校
教務主任/主幹教諭	廣田 圭祐	久保田 久美子	小川 良子	藪崙 麻希	平松 統子	東 誠二	山口 友樹
第1学年学年主任	森嶋 大也			八木 有希子	川村 崇子	平井 可奈子	新井 孝将
第2学年学年主任	鈴木 さつき			高井 静香	花村 一城	鷲野 敦子	鈴木 和彦
第3学年学年主任	山田 明恵			山梨 亜希	松井 靖国	秋山 弘子	鈴木 毅彦
第4学年学年主任	山田 裕子			半澤 友代	岩城 雄大		
第5学年学年主任	渡邊 智哉			芦田 恵	關野 真理		
第6学年学年主任	鈴木 亮太			松永 紗里	小沢 卓斗		
研修主任	山下 ひとみ	鈴木 寛人	露木 理沙	大橋 恵介	關野 真理	佐野 秀樹	遠藤 佳奈
生徒指導主事/主任	柳田 誠	福本 美恵	神戸 由美子	新井 涼太	小沢 卓斗	岩城 拓真	大木 一生
進路指導主事						森 大介	水口 俊介
保健主事	鳥羽 大我	小橋 陽	滝口 康成	コガ 知美	岩城 雄大	牧原 里佳	丸山 美穂
道徳主任	石川 巳由	福本 美恵	江川 智恵美	芦田 恵	關野 真理	杉山 真季	植木 和宏
特別活動主任	金子 柚那	西原 愛美	永岡 裕矢	木内 密花	佐々木 瑞穂	上嶋 崇嗣	武川 圭
司書教諭	稲木 美智子			山田 つきみ	久保庭 美穂	増田 美祐紀	亀山 美咲
防火管理者	宮崎 克久	前田 利宏	堀江 盛雄	飯嶋 孝子	岩本 浩輔	長本 絵里	香月 菜穂子
衛生推進者	濱道 紗永	筒井 教子	小澤 未奈	コガ 知美	杉山 千幸	宮崎 典子	土屋 智美
教科主任							
国語科	石川 巳由	西原 愛美	永岡 裕矢	相馬 梨良	川村 崇子	櫻井 虹夏	折尾 優里
社会科	藤江 樹	久保田 久美子	露木 理沙	宮崎 みどり	岩城 雄大	野田 寛太	小島 亜寿美
算数・数学科	鈴木 亮太	鈴木 寛人	萩原 大夢	矢口 義晃	山口 淑実	藤江 航大	辻野 真由
理科	廣田 圭祐	小橋 陽	萩原 大夢	佐竹 准弥	佐野 佳子	小野 雅隆	水口 俊介
生活科	森嶋 大也	鈴木 寛人	永岡 裕矢	山田 つきみ	小池 美咲		
音楽科	山田 明恵	久保田 久美子	江川 智恵美	監物 孝恭	水野 明世	赤木 祐太	増島 香
図工・美術科	山田 裕子	小橋 陽	神戸 由美子	土屋 寿賀乃	清水 結衣	齊藤 貢一	植木 和宏
保健体育・体育科	鳥羽 大我	小橋 陽	滝口 康成	松下 由津樹	加藤 慎一朗	村上 虎太郎	丸山 美穂
技術科						東 誠二	鈴木 毅彦
家庭科	杉山 愛琉	西原 愛美	神戸 由美子	小林 詩菜	久保庭 美穂	鈴木 里帆	大橋 智奈津
外国語・英語科	柳田 誠	西原 愛美	露木 理沙	長嶺 世菜	小沢 卓斗	小澤 睦美	武川 圭
養護主任	濱道 紗永	筒井 教子	小澤 未奈	コガ 知美	杉山 千幸	宮崎 典子	土屋 智美
事務主任	湯川 望	高橋 亜美	西室 彩花	寺井 淳介	望月 茜	大木 公恵	土屋 泰彦
初任研拠点校指導教員	渡邊 衛				渡邊 衛	奥藤 顕	
初任研特例校指導教員				平野好一・岩城隆徳			小野高弘・庄司武史
(校内)指導教員	山田明恵・山下ひとみ				松井靖国・關野真理	増田美祐紀・佐野秀樹	
教科指導員							山口友樹・大木一生

上記の者を各主任に命ずる。ただし、期間は令和9年3月31日までとする。

（教頭）

第18条 学校に教頭を置く。

- 2 校長の命を受けてこれを補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条に規定する事項については、代行することができない。

（主幹教諭）

第18条の2 学校に、主幹教諭を置くことができる。

- 2 主幹教諭は、教諭をもって充て、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

（栄養教諭）

第18条の3 学校に、栄養教諭を置くことができる。

- 2 栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

（研修主任等）

第18条の4 学校に、研修主任、道徳主任及び特別活動主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 研修主任、道徳主任及び特別活動主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教科主任）

第18条の5 学校に、各教科ごとに教科主任を置く。

- 2 教科主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（養護主任）

第18条の6 学校に、養護主任を置くことができる。

- 2 養護主任は、養護教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 養護主任は、校長の監督を受け、養護に関する事項の連絡調整及び指導、助言に当たる。

（生徒指導主任）

第18条の7 小学校に、生徒指導主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教務主任、学年主任、保健主事）

第19条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校につ

いてはこの限りでない。

- 2 教務主任及び学年主任は教諭を、保健主事は教諭又は養護教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
(生徒指導主事、進路指導主事)

第19条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、別に定める学校についてはこの限りでない。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第19条の3 学校においては、第19条(教務主任等)及び第19条の2(生徒指導主事等)に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。
- 3 学校に、教科等指導リーダーを置くことができる。
- 4 教科等指導リーダーは、教諭をもつて充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が委嘱する。

(事務主任)

第19条の4 学校に、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

(共同学校事務室)

第19条の5 教育委員会は、町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、函南町立函南中学校に共同学校事務室を置く。

- 2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(防火管理者)

第20条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもつて充て委員会が任命する。ただし、教頭をもつて防火管理者に充てることのできない場合は、委員会は、校長をもつてこれに充てる、又は校長の意見を聞いて教諭をもつてこれに充てることのできる。
- 3 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法(昭和23年法律第186号)に定める任務を行うものとする。

(司書教諭)

第21条 学校に司書教諭を置くことができる。

- 2 司書教諭は、校長の意見を聞いて委員会が任命する。
- 3 司書教諭は、教諭をもつてこれに充て、学校図書館法に定める任務を行うものとする。

静岡県公立小中学校初任者研修実施要領

静岡県教育委員会義務教育課

1 目的

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、公立小・中・義務教育学校（以下「小学校等」という。）の初任者研修に係る研修日数等について基本的事項を定め、初任者研修が効果的かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 対象

初任者研修の対象となる教員（以下「初任者研修者」という。）は、原則として、実施要綱第3条に定められた者とする。

3 研修内容

実施要綱第6条に規定された事項について実施するものとする。

4 研修形態等

校内研修及び校外研修は以下のとおり実施する。

区 分		研修日数等	内 訳	
校内 研修	直接指導	180 時間	指導教員を中心とした校内指導体制の下での研修	
	間接指導	120 時間	指導教員等による初任者研修の準備・記録等	
校外 研修	総合教育センター等 における研修	13 日	県教育委員会	市町教育委員会
			10 日	3 日
計		校内 300 時間+校外 13 日		

5 実施協議会

(1) 静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、次の事項について協議を行うため実施協議会を設置し、年間2回開催する。

- ア 年間研修計画
- イ その他実施上の諸問題

(2) 実施協議会は、義務教育課長を長とし、関係機関の代表をもって構成する。

6 校長等連絡協議会

県教委は、初任者研修を効果的かつ円滑に実施するため、校長及び指導教員等の連絡協議会を3月に開催する。

7 拠点校方式

(1) 拠点校指導教員

ア 教科等必要な研修分野の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、県教委が拠点校に配置し、当該学校を所管する市町教育委員会（以下「市町教委」という。）が命ずるものとする。（様式1）

イ 兼務の扱いは、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」によるものとする。

ウ 兼務校への通勤は、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」第8条にかかわらず、自宅から直接通勤するものとする。

エ 初任者研修のみを校務分掌とし、原則として授業は担当しないものとする。

(2) 校内指導教員

校内指導教員は、拠点校方式の小学校等において、初任者が所属する学校の教頭、主幹教諭又は教諭の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式2）

(3) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式3）

(4) 非常勤講師

ア 県教委は、初任者の校外研修に伴い必要になる非常勤講師を初任者1人に付き1人を任命し、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(5) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者4人に1人の割合で拠点校指導教員を配置する。 ・ 拠点校指導教員は原則としていずれかの初任者が所属する学校に配置し、1人の初任者につき週1日の指導にあたる。 ・ 校外研修非常勤講師：当該初任者1人につき1人を配置できる。
非常勤講師勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日7時間以内

8 特例校方式

(1) 指導教員

- ア 初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。(様式4-1, 4-2)
- イ 県教委は、指導教員を命ずることができるようにするために、当該学校に対し、非常勤講師について措置を講ずるものとする。
- ウ 校長は、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

(2) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。
(様式5-1, 5-2)

(3) 非常勤講師

- ア 県教委は、指導教員又は教科指導員(以下「指導教員等」という。)を命ずることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて、非常勤講師を任命し、市町教委の求めに応じて、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。
- イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該指導教員等に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(4) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	①校内研修非常勤講師1人 ②校外研修非常勤講師1人 ※①及び②の非常勤講師は兼ねることができる
非常勤講師勤務時間	・校内研修時：年間300時間以内(週10時間以内) (原則：指導教員の後補充のため) ・校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日につき7時間以内 (原則：初任者の後補充のため)

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

議案第36号

函南町社会教育委員の委嘱について

函南町社会教育委員条例（昭和35年函南町条例第2号）の規定により、別紙の者を函南町社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和8年4月30日をもって満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日まで。

令和8年度 社会教育委員 名簿 (案)

No.	氏名	住所若しくは所属	任期	備考
1	みやざき かつひさ 宮崎 克久	函南町立函南小学校長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	① 任期中
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター (チャレンジ教室長)	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	① 再任
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO法人 函南町スポーツ協会会長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	② 任期中
4	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	② 任期中
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進員	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	① 任期中
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	③ 再任
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	③ 再任
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	③ 任期中
9	ひぐち まさのり 樋口 正則	元学校長	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	④ 新任

【社会教育委員】 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により函南町に社会教育委員を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員9名中4名改選）

任期満了による新任（任期：令和8年5月1日から令和10年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
1	富永 和彦 元学校長 学識経験者として委嘱	樋口 正則 元学校長 学識経験者として委嘱したい

任期満了による再任（任期：令和8年5月1日から令和10年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
2	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として任用	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として選任したい
3	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい
4	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい

○函南町社会教育委員条例

昭和35年1月22日条例第2号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により函南町に社会教育委員を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第2条 社会教育委員の定数は、15人以下とする。

第3条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情があると認められた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

第4条 社会教育委員は、その互選により委員長を定める。

2 委員長は、社会教育委員の事務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。

第5条 委員長は、社会教育委員の会議を招集しその議長となる。

第6条 社会教育委員は、その案件を示して委員長に対し社会教育委員の会議を開くべきことを請求することができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、報酬については、昭和35年度から適用する。

2 函南町社会教育委員条例（昭和27年条例第24号）は廃止する。ただし、その規定により現に在任する委員は、残任期間中引続き在任するものとする。

附 則（昭和40年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月17日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第37号

函南町公民館運営審議会委員の委嘱について

函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第16号）の規定により、別紙の者を函南町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和8年4月30日をもって満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日まで。

令和8年度 公民館運営審議会委員 名簿 (案)

No.	氏名	住所若しくは所属	任期	備考
1	みやざき かつひさ 宮崎 克久	函南町立函南小学校長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	① 任期中
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター (チャレンジ教室長)	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	① 再任
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO法人 函南町スポーツ協会会長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	② 任期中
4	きとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	② 任期中
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進員	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	① 任期中
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	③ 再任
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	③ 再任
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和7年5月1日から 令和9年4月30日まで	③ 任期中
9	ひぐち まきのり 樋口 正則	元学校長	令和8年5月1日から 令和10年4月30日まで	④ 新任

【公民館運営審議会委員】 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条の規定により公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員9名中4名改選）

任期満了による新任（任期：令和8年5月1日から令和10年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
1	富永 和彦 元学校長 学識経験者として委嘱	樋口 正則 元学校長 学識経験者として委嘱したい

任期満了による再任（任期：令和8年5月1日から令和10年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
2	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として任用	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として選任したい
3	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい
4	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい

○函南町立公民館条例

平成元年6月29日条例第16号

函南町立公民館条例（昭和61年函南町条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的達成のため、法第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 法第21条第1項の規定に基づき函南町に公民館を設置する。

2 前項の公民館の名称、位置及び設置区域は次のとおりとする。

名称	位置	設置区域
函南町立間宮地区公民館	静岡県田方郡函南町間宮838番地の1	間宮の区域

（分館の設置）

第3条 前条に定める公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第4条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、非常勤とすることができる。

3 公民館職員の給与その他、身分取扱いに関しては法令に定めるもののほか、すべて函南町一般職の職員の例による。

（公民館運営審議会）

第5条 法第29条第1項の規定により、第2条に規定する公民館に函南町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以下で組織する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用の許可）

第6条 公民館を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公民館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。

2 館長は、重要かつ異例の使用については、教育委員会に諮り、その決定によらなければ

ならない。

3 館長は、使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第7条 館長は、次の各号の一に該当するときは、これを許可しない。

- (1) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他、公民館の目的達成に支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する者には入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者又は他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (2) その他、管理上支障があると認める者

(使用許可の取消等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件、又は指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後において、第7条のいずれかの規定に該当することが判明したとき。

2 前項の取消し等により、生じた損害については館長はその責を負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備)

第11条 使用者は、特別の設備又は、装飾をするときは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第9条の規定により使用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の建物、設備、備品、その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは館長の定める額により、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の函南町立公民館条例の規定により、既に使用の許可を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成23年12月14日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日条例第23号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○函南町公民館運営審議会規則

平成元年 7 月 1 日教委規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、函南町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、公民館長の諮問に応じて、次の事項について調査審議するものとする。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (3) 公民館の施設整備に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

議案第38号

函南町立図書館協議会委員の委嘱について

函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号）第15条により、別紙の者を町立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

別添の委員から令和8年3月31日付け辞職願が提出されたため、新たな委員を委嘱するものです。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

図書館協議会委員候補者一覧 委員7人中2人改選

任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（前任者の残任期間）

現在委員	候補者名簿
関口 直 桑村小学校校長 学校教育関係者として委嘱	大村 慎一 桑村小学校校長 学校教育関係者として委嘱したい
富永 和彦 社会教育委員会委員長 社会教育関係者として委嘱	鈴木 薫 社会教育委員会委員 社会教育関係者として委嘱したい

○函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

平成24年12月11日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び第16条の規定に基づき、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもからお年寄りまでの幅広い世代の町民が集い、町民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、子育て等を通して、町民相互の交流を促進することにより、健やかで生きがいあふれる地域社会の形成に資するため、函南町図書館等複合施設（以下「複合施設」という。）を函南町上沢107番地の1に設置する。

(構成)

第3条 複合施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 函南町立図書館
- (2) 函南町子育てふれあい・地域交流センター

(職員)

第4条 複合施設に施設長その他必要な職員を置く。

(入館又は利用の制限)

第5条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設への入館を制限し、又はその利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 複合施設の管理及び運営において支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 複合施設の多目的室、研修室、ギャラリーコーナー及びパティオを使用しようとする

る者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたことによって、使用者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって、使用ができなくなったとき。

(2) 規則で定める期限までに使用の中止又は使用内容の変更の申出があり、町長がこれを承認したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、複合施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ施設長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠った者は、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第15条 図書館法第14条第1項の規定により、函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会)

第16条 函南町子育てふれあい・地域交流センターを適正かつ合理的な運営に資するため、函南町子育てふれあい・地域交流センター運営審議会を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、函南町立図書館の組織及び管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

報告第8号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年3月8日条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和 8 年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員

○敬称略

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第 3 条第 3 号
2	小松 孝洋	函南東中学校長	校長(中学校長代表)	要綱第 3 条第 1 号
3	大村 慎一	桑村小学校長	校長(小学校長代表)	要綱第 3 条第 1 号
4	渡邊 雅子	丹那幼稚園	園長(幼稚園長代表)	要綱第 3 条第 2 号
5	高塚 由美子	静岡少年鑑別所	統括専門官(考査担当)	要綱第 3 条第 7 号
6	岡山 勝成	静岡県東部児童相談所	育成第 3 班長	要綱第 3 条第 4 号
7	片岡 俊枝	静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第 3 条第 5 号
8	廣田 光子	函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第 3 条第 7 号
9	中村 和昭	三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第 3 条第 6 号
10	望月 俊哉	三島警察署生活安全課	生活安全係長	要綱第 3 条第 6 号
11	土屋 重人	三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第 3 条第 6 号
12	猪狩 昌敏	三島警察署函南町交番	交番長	要綱第 3 条第 6 号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第 3 条第 6 号
14	山田 正彦	静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第 3 条第 7 号
15	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第 3 条第 7 号
16	岩城 拓真	函南中学校	生徒指導主事	要綱第 3 条第 7 号
17	大木 一生	東中学校	生徒指導主事	要綱第 3 条第 7 号
18	柳田 誠	函南小学校	生徒指導主任	要綱第 3 条第 7 号
19	福本 美恵	丹那小学校	生徒指導主任	要綱第 3 条第 7 号
20	神戸 由美子	桑村小学校	生徒指導主任	要綱第 3 条第 7 号
21	新井 涼太	東小学校	生徒指導主任	要綱第 3 条第 7 号
22	小沢 卓斗	西小学校	生徒指導主任	要綱第 3 条第 7 号
23	高谷 由紀恵	子育て支援課	係長	要綱第 3 条第 7 号
24	江川 美紗	子育て支援課	こども家庭センター統括支援員	要綱第 3 条第 7 号
25	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	要綱第 3 条第 7 号
26	久保田 詠子	教育支援センター	発達相談員	要綱第 3 条第 7 号
27	石川 加代子	函南町教育委員会	スクールソーシャルワーカー	要綱第 3 条第 7 号

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会
が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

報告第9号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和 8 年度 函南町就学支援委員

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医 師	条例第 3 条第 1 号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be サポート	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号
3	若月 哲也	函南中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
4	小松 孝洋	東中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
5	宮崎 克久	函南小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
6	飯田 英晃	丹那小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
7	大村 慎一	桑村小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
8	萩野 秀剛	東小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
9	高橋 敏子	西小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
10	井出 真琴	春光幼稚園	園長代表	条例第 3 条第 6 号
11	尾村 明子	東中学校	特別支援学級代表 (知的)	条例第 3 条第 5 号
12	山本 順也	函南小学校	特別支援学級代表 (自情)	条例第 3 条第 5 号
13	海野 はる佳	西小学校	通級指導教室代表	条例第 3 条第 5 号
14	長田 智尋	伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第 3 条第 3 号
15	峰村 佳菜子	健康づくり課	保健師	条例第 3 条第 2 号
16	鈴木 浩子	子育て支援課	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号 及び第 7 号
17	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	条例第 3 条第 8 号

○函南町就学支援委員会設置条例

昭和54年 2月27日

条例第10号

(設置、目的)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- (2) 児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- (3) 静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 保健師
- (3) 特別支援教育に関して識見を有する者
- (4) 函南町立学校の校長
- (5) 函南町立学校の特別支援学級の担当者
- (6) 函南町立幼稚園の代表園長
- (7) 児童福祉関係者
- (8) その他必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができず、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところに

よる。

3 委員会で必要あると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月29日条例第19号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日条例第14号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月14日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第10号

函南町結核対策委員会委員の委嘱について

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）第3条の規定により、別紙の者を函南町結核対策委員会委員に委嘱したので、教育委員会に報告する。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

委嘱していた委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に報告するものです。

令和8年度 函南町結核対策委員会 委員一覧

No.	役職・所属	氏名	委嘱期間	備考
1	田方地区医師会の代表	川上 健司	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	再任 NTT東日本伊豆病院
2	結核の専門家 函南町学校医の代表	杉山 達郎	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	再任 函南さくらクリニック
3	静岡県東部保健所長	鉄 治	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	再任
4	函南町保健業務担当者	猪ノ原淑恵	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	再任 健康づくり課保健師
5	函南町校長会の代表	飯田 英晃	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	新任 丹那小学校長
6	函南町養護教諭の代表	濱道 紗永	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	新任 函南小学校養護教諭

○函南町結核対策委員会設置条例

平成17年6月24日条例第14号

(設置)

第1条 函南町立学校（以下「学校」という。）におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止を踏まえ、結核の児童生徒への感染防止、感染者又は発病者の早期発見及び早期治療並びに学校保健と地域保健との連携強化を目的とし、学校における結核対策に的確に取り組むため、函南町結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討
- (3) 患者発生時における関係機関への協力及び対策の検討
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針の検討
- (5) その他学校における結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田方地区医師会の代表 1人
- (2) 結核の専門家 1人
- (3) 静岡県東部保健所長
- (4) 函南町保健業務担当者 1人
- (5) 函南町学校医の代表 1人
- (6) 函南町校長会の代表 1人
- (7) 函南町養護教諭の代表 1人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、田方地区医師会の代表をもって充て、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

報告第11号

区域外就学の承諾について

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則別表3に基づき行った区域外就学の協議及び承諾について教育委員会に報告する。

令和8年4月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

社会福祉法人共生会伊豆長岡学園から区域外就学承諾願が提出されたので、区域外就学の協議及び承諾をした件について教育委員会に報告をするものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年 3月26日

教委規則第2号

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表3 (第3条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中で転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで(6年次在学中は卒業)	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校		
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合(完成するまで)従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 (小学生のみ)		その事由が解消するまで (1年更新)		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで (卒業まで)		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書

地域事情	(1) 地形等（通学路安全性等）地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合（小学生のみ）	その事由が解消するまで	ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合	その事由が解消するまで（卒業まで）	ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合（町内のみ）	卒業まで	ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年4月定例教育委員会分)

令和8年4月28日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	2026自然体験キャンプ	NPO法人ホールアース自然学校 代表 目杉 大樹	令和8年4月29日(水)～令和9年2月21日(日) 富士宮市内(ホールアース自然学校キャンプ場ほか)	有料	有	有
2	キッズマネースクール「おみせやさんごっこ」	静岡キッズマネースクールぼかぼか校 代表 本田 真希子	令和8年6月13日(土) 函南町文化センター 多目的ホール	無料	無	無
3	キッズマネースクール「おみせやさんごっこ」	静岡キッズマネースクールはっぴい校 代表 眞野 真弓	令和8年7月19日(日) 函南町文化センター 小ホール	無料	無	無
4	第33回県民スポーツ・レクリエーション祭「ニュースポーツふれあいフェスタ2026春」	静岡県レクリエーション協会 会長 天野 一	令和8年6月14日(日) 函南町体育館	無料	有	有
5	第43回静岡県油彩美術家協会東部展	静岡県油彩美術家協会東部支部 代表 今井 利男	令和8年10月14日(水)～10月18日(日) コミュニティながいずみ 2階	無料	有	有
6	第27回静岡州市町対抗駅伝競走大会	静岡州市町対抗駅伝競走大会 大会会長 大須賀 紳晃	令和8年12月5日(土) 静岡県庁～草薙陸上競技場	無料	有	有
7	以下余白					
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和 8年 3月13日

函南町教育委員会 御中

申請者 住 所 富士宮市下柚野165
氏 名 NPO 法人ホールアース自然学校
目杉 大樹
(連絡先) 0544-66-0152

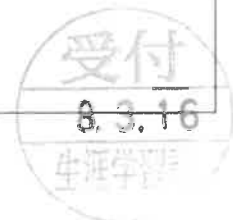
後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2026自然体験キャンプ		
期 日	令和 8年 4月18日 ~令和 9年 2月21日		
会 場	ホールアース自然学校キャンプ場及びその周辺 (回によって異なる)		
主催者	団体名	NPO法人ホールアース自然学校	
	代表者	代表理事 山崎 宏	
	所在地	富士宮市下柚野165番地	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	浜松市教育委員会、富士市教育委員会、 沼津市教育委員会、富士宮市教育委員会、 裾野市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目的	<p>【対象】 小学1年生～高校3年生 (回によって異なる)</p> <p>【目的】 野外活動(キャンプ)を通して、 子どもの生きる力を伸ばし青少年の健全育成を図る。</p>					
事業内容	その季節に合わせた自然体験 (山菜採り、川遊び、登山、飯盒炊爨) など					
申請理由	函南町立小学校等にて公募(チラシ配布)を依頼する為。					
入場料	<table border="1"> <tr> <td>有 料</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>無 料</td> </tr> </table>	有 料	・	無 料	有料の場合の金額	500～128,500円
有 料						
・						
無 料						

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

代表者に連絡し、教育委員会開催日4/28のため、
それ以前の事業に関しては、後援承認できない旨承諾済み。
※4/28以降の事業に関して後援申請。

3/16 本郷対応

2026自然体験キャンプ 事業計画書

第1回アドベンチャージュニア「春を味わう」 X

- ・日程：2026年4月18日(土)12時00分～4月19日(日)14時00分
- ・料金：26,800円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市柚野地区

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション たけのこ掘り 火起こし・たけのこのアク抜き 動物のお世話 夕食 夜の生き物探し 入浴	動物のお世話 朝食 山菜採り うどん作り 昼食 ふりかえり 解散

ホールアースキャンプ体験DAY（生き物探し編）

- ・日程：2026年4月29日(水・祝)9時30分～12時00分
- ・料金：500円
- ・対象：小学生とその保護者
- ・定員：15組
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

集合
始まりの会
フィールド探検
陸上の生き物探し
ホールアースのキャンプ案内
質疑応答

ホールアースキャンプ体験DAY (火起こし体験編)

- ・日程：2026年4月29日(水・祝)13時30分～16時00分
- ・料金：500円
- ・対象：小学生とその保護者
- ・定員：15組
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

集合 始まりの会 フィールド探検 火起こし体験 ホールアースのキャンプ案内 質疑応答

第2回アドベンチャージュニア「森をつくる」

- ・日程：2026年5月16日(土)12時00分～5月17日(日)14時00分
- ・料金：26,800円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市猪之頭区

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 森を見してみる(森林の理解) 間伐体験 夕食 アロマ水作り 入浴 夜の生き物探し	動物のお世話 朝食 お土産作り (アロマ・木のキーホルダー) 昼食 ふりかえり 解散

第3回アドベンチャージュニア「水のゆくえ」

- ・日程：2026年6月27日(土)12時00分～6月28日(日)14時00分
- ・料金：27,800円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、
人穴富士講遺跡周辺（富士宮市人穴206）、
陣馬の滝周辺（富士宮市猪之頭529）、
杵塚養鱒（富士宮市猪之頭661）

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 火山洞窟探検 夕食 夜の散歩 入浴	動物のお世話 朝食 川の始まりを見に行こう 魚のつかみ取り 昼食 ふりかえり 解散

里山生きもの探検隊

- ・日程：2026年7月18日(土)12時00分～7月19日(日)14時00分
- ・料金：28,800円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：25名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 生き物探し 夕食 夜の生き物探し 入浴	動物のお世話 朝食 自由時間（生き物探しや観察） 昼食 掃除 ふりかえり 解散

はじめてのジュニアキャンプ

- ・日程：2026年7月25日(土) 12時00分～7月26日(日) 14時00分
- ・料金：29,500円
- ・対象：小学1年生～小学4年生
- ・定員：20名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

1日目	2日目
集合 昼食 オリエンテーション 川遊び 夕食 キャンプファイヤー 入浴 おやすみなさい	動物のお世話 朝食 片付け 自由選択プログラム 昼食 ふりかえり・お別れの会 解散

富士山冒険学校 2026

- ・日程：2026年8月4日(火)12時00分～8月12日(水)14時00分
- ・料金：128,500円
- ・対象：小学5年生～高校3年生
- ・定員：15名
- ・活動場所：ホールアース自然学校、富士山登山ルート 3776、
宝永山荘（富士山富士宮口六合目）、万年雪山荘（富士山富士宮口九合目）

1日目	集合／名札作り／オリエンテーション／富士山本宮浅間大社へ／作戦会議
2日目	田子の浦（海拔0m）～富士市大淵地区（標高370m）
3日目	大淵地区～西白塚（標高約1,200m）
4日目	選択活動／登頂に向けての準備
5日目	西白塚～水ヶ塚公園～宝永火口～富士宮口六合目（標高2,490m）
6日目	富士宮口六合目～富士宮口九合目（標高3,490m）
7日目	富士宮口九合目～富士山頂にてご来光～剣ヶ峰（標高3,776m）登頂／下山
8日目	選択活動／BBQ／キャンプファイヤー
9日目	荷物整理・掃除／選択活動／ふりかえり・お別れの会

富士山まるごと大冒険キャンプ

- ・日程：2026年8月18日(火)12時00分～8月20日(木)14時00分
- ・料金：39,800円
- ・対象：小学3年生～中学3年生
- ・定員：25名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、稲子川、新穴（富士宮市人穴）

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション テント立て 川遊び 夕食 夜の生き物探し 入浴	朝食 シャワークライミング 昼食 火山洞窟探検 夕食 キャンプファイヤー 入浴	動物のお世話 朝食 テントの片付け 流しそうめん台作り 昼食 ふりかえり 解散

第4回アドベンチャージュニア「緑輝く高原」

- ・日程：2026年9月19日(土)12時00分～9月21日(月)14時00分
- ・料金：39,500円
- ・対象：小学4年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、朝霧高原、
松下牧場（富士宮市根原221）

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 自由選択プログラム 夕食 夜の生き物探し 入浴	朝食 高原サイクリング 昼食 牧場で乳牛のお世話 夕食 キャンプファイヤー 入浴	早朝の牧場仕事体験 朝食 テントの片付け チーズ・ピザ作り 昼食 ふりかえり 解散

第5回アドベンチャージュニア「山よそおう」

- ・日程：2026年10月10日(土)12時00分～10月12日(月)14時00分
- ・料金：36,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市柚野地区、
宝永山遊歩道

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 秋探しウォークラリー 夕食 夜の探検	動物のお世話 朝食 宝永火口トレッキング 昼食 自由時間 動物のお世話 夕食 キャンプファイヤー 入浴	動物のお世話 朝食 テントの片づけ 焼き芋づくり 昼食 ふりかえり 解散

第6回アドベンチャージュニア「余すところなく頂く」

- ・日程：2026年11月14日(土)12時00分～11月15日(日)14時00分
- ・料金：29,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 猟師による狩猟トーク 鹿の解体体験 夕食（ジビエ料理） センサーカメラ仕掛け 入浴	動物のお世話 朝食 鹿革キーホルダー作り 昼食 ふりかえり 解散

第7回アドベンチャージュニア「凜とした空気」

- ・日程：2027年2月20日(土)12時00分～2月21日(日)14時00分
- ・料金：28,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、
水ヶ塚公園周辺（裾野市須山2308-5）

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・パンダナ作り 昼食 オリエンテーション 雪遊び 夕食 星空観察 入浴	動物のお世話 朝食 早春の春探し よもぎ餅づくり 昼食 ふりかえり 解散

収支予算書

令和 8年 3月13日

事業名:2026自然体験キャンプ

申請団体名:NPO法人ホールアース自然学校

本事業の収支予算については次のとおり計上しております。

※金額表示単位:円

収入の部

項目	予算額	積算内訳
参加費収入(第1回アドベンチャージュニア)	428,800	@26,800円×16名
参加費収入(ホールアースキャンプ体験DAY)	30,000	@500円×15組
参加費収入(第2回アドベンチャージュニア)	428,800	@26,800円×16名
参加費収入(第3回アドベンチャージュニア)	444,800	@27,800円×16名
参加費収入(里山生きもの探検隊)	720,000	@28,800円×25名
参加費収入(はじめてのジュニアキャンプ)	590,000	@29,500円×20名
参加費収入(富士山冒険学校2026)	1,927,500	@128,500円×15名
参加費収入(富士山まるごと大冒険キャンプ)	995,000	@39,800円×25名
参加費収入(第4回アドベンチャージュニア)	632,000	@39,500円×16名
参加費収入(第5回アドベンチャージュニア)	584,000	@36,500円×16名
参加費収入(第6回アドベンチャージュニア)	472,000	@29,500円×16名
参加費収入(第7回アドベンチャージュニア)	448,000	@28,000円×16名
合計	7,700,900	

支出の部

項目	予算額	積算内訳
事前準備 人件費(キャンプサイト準備)	600,000	@25,000円×12日×2人
事前準備 人件費(企画広報)	250,000	@25,000円×5日×2人
チラシ印刷代	320,000	A4サイズ、両面4色、95,000部
チラシ送付資材・運賃	80,000	郵送費、封筒、糊、ボールペン
事前準備 人件費(事務局)	300,000	@25,000円×12日×1人
事業当日 人件費(職員)	2,475,000	@25,000円×33日×3人
事業当日 人件費(サポートスタッフ)	264,000	@4,000円×33日×2人
外部施設利用料	359,950	一式
傷害保険料	82,600	日帰り50円×60名、1泊350円×125名、2泊450円×57名、8泊680円×15名
食材料費	986,000	一式
車両関係費	850,000	ガソリン、高速道路利用料、バス借上げ代
プログラム資材費	233,350	クラフト材、ヘルメット、テント、飯盒、熱中症対策、名札等
事後処理 人件費(キャンプサイト整備・事務)	900,000	@25,000円×18日×2人
合計	7,700,900	

収支差額: 10

0

(第1号様式)

2026年3月26日

函南町教育委員会

住 所 静岡県富士市 [REDACTED]
申請者氏名 静岡キッズマネースクール ぽかぽか校
代表 本田真希子
(連絡先) 090-9897-0362

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	キッズマネースクール「おみせやさんごっこ」		
期 日	2026年6月13日(土)		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	静岡キッズマネースクール ぽかぽか校	
	代表者	本田 真希子	
	住 所	富士市 [REDACTED]	
共催又は 後援団体	無	共 催	
		後 援	



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>小学校1年生から4年生までのお子様とその保護者さま10組 セミナーを通じて「お金の大切さ」「親への感謝」「お金はあり がとうと交換するもの」をお伝えします。子供達はお金の歴史 や役割、商品づくり、販売疑似体験、お金の収支計算までをお 店屋さんごっこを通じて学べる内容となっています。大人向け にも「お小遣いの考え方」についてお伝えし、子供達や保護者 様の金融知識向上と生き抜く力の育成に貢献します。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>子どもたちが店長になり、キッズマネースクールを通してお仕 事ということを学びます。楽しむだけでなく準備、お金の計算 販売を楽しい中でも大変さを学んでもらいます。その中でおう ちの人が毎日一生懸命お仕事をしているということを知り、一 生懸命働いた結果いただけるお給料は大切にしなければと気 づき稼いでくれているおうちの方への感謝を学びます。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>非営利団体であること、地域貢献や子どもの育成を目的としま して後援を申請します。おこさまがおみせやの準備をしている 間に保護者にお小遣いの考え方や将来の教育費の作り方など お伝えしますがその中で商品斡旋や勧誘などは一切ございま せん。ご相談希望があれば保護者の希望により連絡先の交換を 行い後日でご相談となります。</p>		
<p>入場料</p>	<p>無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

静岡キッズマネースクール ぽかぽか校 会則・規約

(名称)

第1条 本会は、静岡キッズマネースクールぽかぽか校（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県富士市[REDACTED]に置く。

(目的)

第3条 本会は、こどもに金融や経済の知識を楽しみながら習得させることで、お金の意味や大切さ、働くことの意義を理解し、もってこどもの「生き抜く力」を育むことを目的とし、2023年8月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) こどもの金融教育に関する支援事業
- (2) イベント、ワークショップ及び講演会の開催
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛同するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、キッズマネースクールが認定する全カリキュラムを終了し資格認定を取得し、代表の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 台長 1人

(解任)

第9条 役員が次のいずれかに該当するときは、代表の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 本会の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき

(総会)

第10条 本会の総会は正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算報告
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

附則

1 この会則は、2023年8月1日から施行する。

役員名簿

役職名	氏名 (ふりがな)	生年月日	住所
代表	本田 真希子	[REDACTED]	[REDACTED]
	本田 大翔		
	佐藤 彰彦		

親と子の生き抜く力を育てよう！

参加費
無料

おみせやさん ごっこ

はたらくって
な〜に？

親子で楽しく学べる体験型プログラムです

子どもたちに「お金の大切さ」「親への感謝」を伝える勉強会です。学校では教えてくれないお金のこと、正しい金銭感覚と「自分で生きていく力」をお子様と一緒に身に付けませんか？お店屋さんになってお金の仕組みを学びましょう！

2025 10/18 (土) 午前/午後

午前10:00~12:00 / 午後14:00~16:00

※各回5分前までにご着席いただけますようお願いいたします。

対象 4~10歳のお子様と

その保護者さま

※数が数えられればOKです

持ち物 色えんぴつ / はさみ

定員 各回 親子 10組限定

場所

ひぐらし会館 第2会議室

伊東市桜木町1-1-17

保護者様には子どもたちがお店に並べる商品を作っている間、おこづかいの考え方などお伝えします。



お申込み

ご都合のつく日程を選んでQRコードよりお申し込みください。
【ご予約の締め切りは各回前日までです。キャンセルはお早めにご連絡ください。】

主催: 静岡キッズ・マネー・スクール ぽかぽか校 後援: 伊東市教育委員会
お問い合わせ先: 090-9897-0362 (担当: 本田真希子)



お申し込みはこちらから



こども店長になって お金のことを学ぼう!!

休日に親子で楽しく学びながら自然とお金の勉強ができるイベントです

何を学べるの？

お金のことを学ぼう!

クレジットカードなど「見えないお金」の世界が当たり前となってきている中、子ども達はお金の大切さを理解できていますでしょうか？
小さい頃から金銭感覚を少しでも身につけると自分で生きていく力となります。
キッズマネースクールでは、体験を通してお金について楽しく学びながら
お金は汚いものではなく「ありがとう」と交換する素晴らしいものだよ!
と自然とお子さんに伝えていきます。

どうやって学ぶの？

こども店長になって お店をOPENします!

子どもたちが店長になりキッズマネースクールを通して
お仕事ということ学びます。

ただ楽しむだけではなく、仕入れや開店準備、お金の計算、販売
楽しい中でも大変さを学んでもらいます。

そうすることで、おうちの人たちが毎日一生懸命お仕事をしている
ということを知ります。

一生懸命働いた結果いただけるお給料は大切にしなければなりません。
またそうやって稼いでくれているおうちの方への感謝を学びます。

お申込は
表面へ

(第1号様式)

2026 年 4月 6 日

函南町教育委員会

住 所 田方郡函南町

申請者 静岡キッズマネースクールはっぴい校

代表認定講師 眞野 真弓

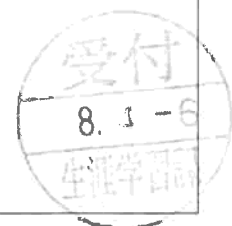
(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	キッズマネースクール開催の「おみせやさんごっこ」		
期 日	2026年7月19日(日曜日) ①10:00~12:00②14:00~16:00		
会 場	函南町文化センター 小ホール		
主催者	団体名	静岡キッズ・マネー・スクールはっぴい校	
	代表者	眞野 真弓	
	住 所	田方郡函南町	
共催又は 後援団体	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>4歳児から小学校低学年位までと、その保護者 お子様にお金の成り立ちや、正しい金銭感覚を身につけること お金はありがとうと交換するものを教えたい</p>		
<p>事業内容</p>	<p>お子様にお金の成り立ちや、基本知識を楽しく学んでもらう親子で学べる体験型金融教育で、「おみせやさんごっこ」子どもワークショップで、自分で作った商品が売れる喜びやお金が増える達成感を体験してもらい働くことの楽しさを学んでもらう</p>		
<p>申請理由</p>	<p>正しい金銭感覚を身につけさせたい働く楽しさを知ってほしい「お金はありがとうと交換するもの」と、将来の自立に向けた準備、協会の理念に共感し、日本の子供たちの生き抜く力の育成に貢献したい。(セミナーサービスは営利目的ではない。)</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ ① 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



多くの
メディアが
注目！



NHK「所さん！事件ですよ」「おはよう日本」
TBS「THE TIME」「ひるおび」/ 日経新聞
BS-TBS「報道1930」/ テレビ朝日「サンデーステーション」
日本テレビ「DayDay.」/ フジテレビ「めざましテレビ」他多数

親子で学べる体験型金融教育

参加費
無料

おみせやさん ごっこ

はたらくって
な〜に？



2026/ 3/14【土曜】

① 10:00～12:00

② 14:00～16:00

※各回15分前開場

親子で楽しく学べる体験型イベント

「おみせやさんごっこ」は、お子さまにお金の成り立ちや基本知識を楽しく学んでもらい、正しい金銭感覚を身に着けるプログラムです。自分たちで商品を用意し販売することを通じて、働くことの楽しさと大変さを知ってもらい、日頃働いている保護者の方へ感謝の気持ちも育みます。

同時開催

保護者向けマネースクール

お子さまがワークに取り組む間、保護者様には、お子さまとお金にまつわるお役立ち情報をお伝えします！

- ・おこづかい教育の考え方
- ・家庭のマネープラン …など、講義内容の詳細を記入ください。

場所 富士宮駅前交流センター
第1会議室

対象 小学1～小学2年生のお子さまと
その保護者様

定員 先着 10組（要予約）

持ち物 色鉛筆、はさみ

キッズ・マネー・スクール認定講師

金子 郁子 先生
大宮 史子 先生

お申込み

静岡キッズ・マネー・スクールはっぴい校
後援：富士宮市教育委員会

TEL: 090-4234-0947

【受付時間】平日10:00～17:00

お申込みはこちら



(主催)
一般社団法人日本こどもの生き抜く力育成協会
(主催/企画)
静岡キッズ・マネー・スクールはっぴい校
金子郁子 大宮史子



第1部 親子でお金のレッスン

お金の成り立ちや日本のお金の歴史、そしてその価値についてをクイズを通して楽しく分かりやすく伝えます。

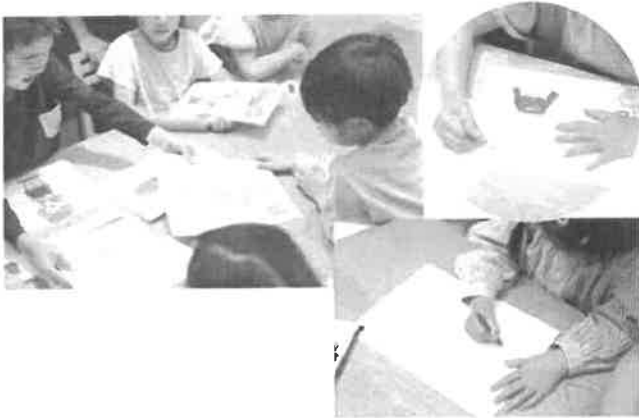
小さなお子さまでも飽きずにご参加いただけますので、ご安心ください。



▼ 子どもワークショップ ▼

店長になって お店を開く準備をしよう!

お花屋さんやおもちゃ屋さんなどの職業の中からお店を選び、店長として開店準備を行います。商品の仕入れ（色塗り）や価格の設定、お店での陳列方法まで、子どもたち自身で工夫して考え、準備を進めていきます。



第2部

▼ 保護者向けマネースクール ▼

保護者様もこの機会に お金について学びましょう!

【おこづかい教育の考え方】

- ・ おこづかいはいつからスタート?
- ・ おこづかいの取り決め
- ・ おこづかい応用編

など、おこづかいを通して家庭でできる、お子さまの金銭感覚の育て方をお伝えします。

第3部 親子ワークショップ

いよいよ「おみせやさんごっこ」スタート!店長役の子どもたちには、次の2つの目標があります。「商品を早く売り切ること」と「売上で手持ちの資金を増やすこと」。自分で作った商品が売れる喜びや、お金が増える達成感を子どもたちに体験してもらい、働くことの楽しさを学んでもらうワークです。がんばって働いたあとは、ご褒美がまっているかも?

作った商品が全部売れてうれしかったです!
売上のお金も自分で計算して
本当にお店をしているみたいで楽しかったです。
10歳のお子さま

「これは〇〇円です」「ありがとうございました」と店長になりきっておみせやさんを楽しんでいました。働くということを知ったことで、イベント参加後、子どもが「いつもありがとう」と言ってくれるようになりました。
5歳のお子さまの保護者様



キッズ・マネー・スクールのコンテンツは、金融広報中央委員会が発行する「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」に基づき企画されています。

その他の実績は
こちらから

メディア掲載

- ・TBSテレビ「THE TIME」「ひるおび」「サンデー・ジャポン」
- ・BS-TBS「報道1930」
- ・フジテレビ「めざましテレビ」
- ・日本テレビ「DayDay」「ファミリークエスト」「news every.」

- ・文部科学省HP「きみの好き!応援サイト 楽しく学び隊」掲載
- ・NHK広島「ひるまえ直送便〜ひるまえ子育てプロジェクト〜」

21
日経新聞
読者新聞掲載 他多数



事業計画書

① 親子で学べる体験型教育イベント

お子様にお金の成り立ちや基本知識を楽しく学んでもらい、正しい金銭感覚を身につけるプログラムです。

自分たちで商品を用意し販売することを通じ、働くことの楽しさと大変さを知ってもらい、日頃働いている保護者の方へ感謝の気持ちも育みます。

② 主催日：2026年7月19日（土曜日）午前10～12時 午後2～4時

~~2026年 月 日（ ） 午前10～12時 午後2～4時~~

場 所：

対 象：4歳から小学低学年のお子様と保護者

参加費：無料

主催者 静岡キッズマネースクール はっぴい校

認定講師 眞野 真弓

認定講師 金子 郁子

認定講師 大宮 史子

役員構成

代表認定講師 眞野 真弓

認定講師 金子 郁子

認定講師 大宮 史子

<監修>

一般社団法人日本こどもの生き抜く力育成協会

キッズマネースクール利用規約・プライバシー ポリシー

静岡キッズマネースクールはっぴい校が運営する「キッズマネースクール」(以下「セミナーサービス」といいます)が提供するセミナーサービスの利用条件を定めるものであり、下記の利用規約(以下「本規約」)の内容に同意した上で申込を行うものとする。お申込みをもって、本規約に同意されたものとみなしますので、内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

第1条 (定義)

- ① 本規約において「セミナーサービス」とは、キッズマネースクールはっぴい校が企画・運営・提供する講演会、研修、オンライン講座、ワークショップその他これに類する金融教育サービスをいう。
- ② 当社が提供するセミナーサービスの利用に関し、本規約を以下のとおり定めます。利用者(以下「利用者」といいます)が本セミナーサービスを利用された場合は、本規約の内容に同意したものとみなされます。

第2条 (適用範囲)

本規約は、利用者が当社のセミナーサービスへの申込みを行った時点から適用されます。なお、次のいずれかに該当する方は、本サービスをご利用いただけません。反社会的勢力に関係があると、判断された方、または違法行為を目的とした利用を意図している方等

第3条 (セミナーサービス)

セミナーサービスの内容は以下のとおりです。

- ① 利用者は、当社が開催するセミナーにお申込みいただけます。セミナーの講師は、当社所属のキッズマネースクール認定講師、または当社と提携する認定講師(以下「講師」といいます)が担当いたします。
- ② 講師は、お金の基本的な知識や資産形成の基礎、また資産形成や金融に関する内容などをわかりやすく解説します。講義の内容や資料は講師によって異なり、それらの著作権は講師に帰属します。

③ セミナー参加者は、講師または他のキッズマネースクール認定講師（以下、まとめて「提携講師等」といいます）による個別相談にお申込みかに該当することが可能です。

第4条（提供する情報の内容）

当社は、セミナーサービスを通じて提供する情報について、できる限り正確かつ適切な内容となるよう努めておりますが、その内容の正確性・妥協性・合法性・有用性等についての完全な保証はいたしかねます。提供された情報に関して不明点や確認事項がある場合は、利用者ご自身で提携講師等に直接ご確認いただくものとします。

第5条（利用上の注意）

講師については、事前の通知なく変更となる場合があります。また、金融業界関係者営業活動・情報収集などを目的とした方のご参加はご遠慮いただいております。セミナーに他の参加者へご迷惑となる行為が見受けられた場合、当社の判断によりご退席をお願いすることがあります。さらに、当社が不適切と判断した方には、セミナーへの参加をお断りさせていただく場合があります。なお、セミナー開始から30分を過ぎてのご入場はできませんので、あらかじめご了承ください。

第6条（録音・録画・撮影記録の使用）

当社は、本イベント中に実施した録音・録画・写真撮影等の記録を、当社による記録保存、広報活動、およびその他の正当な木テクに利用することができるものとする。

第7条（講義内容に関する権利と禁止行為）

(1) 本セミナーで提供される教材、書籍、映像、ならびにイベント内で使用される名称やロゴなど（以下、総称して「講義内容」といいます）は、参加者が自身の学習目的の範囲内でのみ利用できるものとします。参加者は、当社の承諾を得ることなく、以下のような行為を一切行ってはならないものとします。

- ① 講義内容を録音・録画・撮影するなど、手段や媒体を問わず記録する行為
- ② 講義内容を第三者へ配布・販売・譲渡・貸与・改変・翻訳・利用承諾する行為
- ③ 講義内容を自己または第三者名義で SNS やウェブサイトなどのインターネット上に公開・投稿する行為
- ④ 講義内容を、引用の範囲を超えて自身または他者の著作物に使用する行為
- ⑤ その他、講義内容に関する著作権や知的財産を侵害する行為

(2) また、参加者は以下のような行為も禁止されます

- ① 法令違反や犯罪行為に関連する行為
- ② 当社、講師、他の参加者、関係者に対して誹謗中傷や損害、不快感を与える行為
- ③ 他の参加者の妨げとなる行為やセミナーの進行を阻害する行為
- ④ 当社の承諾なしに、ネットワークビジネスや宗教勧誘など営利目的での利用・勧誘行為
- ⑥ その他、当社が不適切判断する一切の行為

第8条 (個別相談)

【個別相談】※ご希望の方のみ

- ① 利用者が申込まれた個別相談では、申込みを受けた提供講師等が利用者のご相談内容を丁寧にお伺いいたします。
- ② 提携講師等は、利用者との打ち合わせを通じて、ご意向を正確に把握するよう努めます。
- ③ 提携講師は、ご希望の方のみ、必要に応じて各種金融情報の提供をいたします。
- ④ 利用者が提供講師からの情報・提案等を受け入れ、ご自身の意思で金融商品の契約を希望される場合、提携講師等はその契約の申込みを承ります。
- ⑤ 提供講師等は、上記に関連するサービスや当社が定めるそのたのサービスも提供します。なお、セミナーの運営は当社が行い、個別相談は提携講師等が担当します。
- ⑥ なお、当社は営利目的で、セミナーサービスを運営しておりません。

第9条 (個人情報の取扱いについて)

当社は、個人情報保護法などの関連法令を遵守し、適法かつ適切な方法で個人情報を取得いたします。当社が利用者に連絡する際や利用者からのお問い合わせ対応時には、電話対応の品質向上や問い合わせ内容の正確な把握、円滑なサービス運営を目的として、通話や通信内容を録音または記録することがあります。利用者はセミナーサービスを利用するにあたり、当社が取得する個人情報について以下の内容に同意したものとみなします。

(1) 取得する個人情報の項目

氏名、性別、住所、メールアドレス、連絡先電話番号、その他アンケートやメールでご提供いただいた情報等

(2) 利用目的

- ① 第3条および第8条に定めるサービスの提供・実施およびその維持管理のため
- ② 受付票の発送、セミナー参加の確認、各種ご案内、情報提供、アンケート収集のため
- ③ 当社およびグループ会社の商品やサービスのご案内、改善、規格のため
- ④ マーケティング活動、販売促進、商品企画のための統計データ作成のため
- ⑤ 利用者からのご意見やお問い合わせへの対応、広報活動および情報提供のため

当社が取得した個人情報、以下の場合を除き、第三者へ提供または開示することはありません。

- ① 利用者の事前の同意・承諾がある場合
- ② 利用者が第8条の個別相談を申し込まれた場合
 - ・ 提供目的：個人相談の実施のため
 - ・ 提供情報：アンケートやメールのご記入内容
 - ・ 提供方法：暗号化されたファイルをメールで送受信
 - ・ 提供先：当社としていけいする企業およびその所属する提供FP等
- ③ 法令等に基づき提供が義務付けられている場合

利用者は、当社所定の手続きにより、個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除・利用停止等を求めることができます。

第10条 (免責事項)

当社はセミナーサービスの提供やその変更、遅延、中止、廃止などセミナーサービスに関するすべての事象において、また会場内での紛失・盗難・けがなどにより利用者や第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第11条 (損害賠償)

当社は、利用者が本規約に違反し当社に損害を与えた場合、利用者に対して違反行為の差し止めおよび損害賠償を請求できるものとします。また、事態の解決や信用回復のために発生した合理的な費用（広告費用や弁護士費用などを含みますがこれに限りません）についても請求でき、利用者はこれらの請求に速やかに応じる義務があります。

第12条（協議事項）

当社は、利用者の同意を得ることなく、セミナーサービスの内容や本規約を変更・修正・廃止することがあり、利用者はこれを承諾したものとみなします。変更後のセミナーサービスの利用にあたっては、変更後の規約が適用され、利用者はこれに従う義務があります。

第13条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の解釈および履行ならびにセミナーサービスの提供および利用に関する一切の事項については、日本法が適用されるものとします。また、これに関連して生じる紛争については、当社の代表者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(案)

函 生 第 号
令 和 年 月 日

様

函南町教育委員会

教育委員会後援名義使用許可書

令和 年 月 日付にて申請のありました函南町教育委員会の後援名義使用について、令和 年 月 日開催の教育委員会にて、その旨が適当であると認められましたので、下記により承認します。

記

事 業 名	
期 日	
会 場	
主 催 者	

※ 後援の条件

1. 事業が申請の目的及び内容と相違する場合は、後援を取り消します。
2. 事業に対する一切の責は負わず、経費の負担も行いません。
3. 事業終了後、事業結果の報告書を提出してください。
(提出が無い場合は、貴団体の次回からの後援申請について承認しないことがあります。)
4. ポスターなどの印刷物に「函南町教育委員会後援」及び事業の問合せ先を明記してください。
5. ポスター掲示の際、不法、不都合のないように注意してください。
6. 対象事業において、特定の金融商品その他サービスに係る勧誘、斡旋、紹介、個別相談への誘導等、営利目的と認められる行為は行なわないものとします。また、取得した個人情報については、当該事業の運営及びこれに付随する連絡に必要な範囲に限り利用するものとし、営業活動、勧誘その他これらに類する目的での利用は行わないものとします。

(第1号様式)

令和8年4月6日

函南町教育委員会

住 所 静岡県静岡市葵区東草深町20-27
申請者 静岡県レクリエーション協会
氏 名 会長 天野 一
(連絡先) 054-295-6011



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第33回県民スポーツ・レクリエーション祭 ニュースポーツふれあいフェスタ 2026 春 函南町会場		
期 日	令和8年6月14日(日)		
会 場	函南町体育館		
主催者	団体名	静岡県レクリエーション協会	
	代表者	会長 天野一	
	住 所	静岡県静岡市葵区東草深町 20-27	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	静岡県
		後 援	(公財) 静岡県スポーツ協会 静岡県スポーツ推進委員連絡協議会

事業の対象 と 目 的	別紙にて		
事業内容	別紙にて		
申請理由	広く市民に広報したいため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第33回県民スポーツ・レクリエーション祭
「ニュースポーツふれあいフェスタ2026」
開催要項

- 1 目的 障害のある人もない人も、幼児から高齢者まで幅広く、ニュースポーツに気軽にふれあう場を提供し、スポーツ人口の拡大を図る。
- 2 主催 静岡県、静岡県レクリエーション協会
- 3 主管 県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会
- 4 後援 静岡県スポーツ推進委員連絡協議会、(公財)静岡県スポーツ協会、函南町教育委員会
- 5 期日会場 令和8年6月14日(日)函南町体育館(函南町)
- 6 開催時間 9:30~12:30
- 7 内容 ニュースポーツ体験コーナー
ダーツ、ペットコン、スカットボール、ラダーゲッター
ミニトランポウパーク、スポーツチャンバラ
- 8 参加対象 静岡県民ならどなたでも
- 9 参加料 無料
- 10 持ち物 体育館シューズ
- 11 問合せ先 静岡県レクリエーション協会 事務局
電話 054-295-6011

いろいろなスポーツにふれあおう

スポーツくじ WINNER 0000 BIG

スポーツ振興くじ助成事業
この大会は、スポーツ振興くじ助成を受けて実施しています

第33回 県民スポーツ・レクリエーション祭

いろいろなスポーツにふれあおう

6/14日
9:00~12:30

函南町体育館
静岡県田方郡函南町仁田30-1

「どなたでも」
参加無料

申し込み不要



ニュースポーツ
体験
コーナー開催!

受付開始	体験時間
9:00	9:30~12:30

- 体験種目
- ダーツ ●バットコン ●スカットボール
 - ミニトランポワーク ●スポーツチャンバラ
 - ラダーゲッター

必ず体験スタート前までに受付を済ませてください。
※体験種目は都合により変更になる場合があります。
予めご了承ください。

【持ち物】 上履き・動きやすい服装
左記6種目を自由に参加し体験できます

だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に自由に楽しめる

週に1度はスポーツしよう!

主催:静岡県 静岡県レクリエーション協会
主管:県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会
後援:(公財)静岡県スポーツ協会 静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 函南町教育委員会

☎問合せ 静岡県レクリエーション協会 ☎054-295-6011
〒420-0865 静岡市美区東草深町20-27 天野一事務所内 fax.054-295-6015

(第1号様式)

令和8年4月10日
平成8年4月10日

函南町教育委員会教育長 様

申請者

住所

〒411-0943
静岡県駿東郡長泉町

氏名

今井利男
TEL 055- [REDACTED]

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	中45回静岡県油彩美術家協会東部展		
期日	令和8年10月14日(土)～10月18日(日)		
会場	コミュニティセンター 2F 展示室		
主催者	団体名	静岡県油彩美術家協会東部支部	
	代表者	今井利男	
	所在地	駿東郡長泉町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無	共催	無
	(有りの 場合はそ の名称)	後援	近隣8市4町教育委員会, 之新貞社

裏面があります。



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>県東部在住の同人と一般絵画愛好家 約100人による絵画展です。 一人1点、10~30号の作品を出展し、 参加者同士の親睦と技能向上を目指し、 更に地域文化の発展に貢献したいと 考えています。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>期中約700人近くの来場者があり、 地元でも大分根づいてきている様に思っ ています。多くのプロも参加しており、年々レベル アップしています。 賞無し、肩書き無しで“自由”を大切に したユニークな展覧会です。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>県東部を代表するような絵画展に育っ てきている事と、恩地からも多くの方が 素晴らしい作品を出展されています。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第43回静岡県油彩美術家協会東部展出品要綱

主催 静岡県油彩美術家協会東部支部

静岡県東部に在住する静岡県油彩美術家協会同人及び一般の作家の作品を展示し、地域の美術・文化の向上と親交を図る目的として下記の通り東部展を開催致します。つきましては是非ご出品いただきたくご案内申し上げます。

記

- 会 期 令和8年10月14日（水）～10月18日（日）
午前10時～午後5時まで（最終日は4時まで）
- 会 場 コミュニティながいずみ 2F 展示室
静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11 電話（055）988-7800
- 出品規格 10号程度～30号程度まで、1人1点でお願いします。
油彩画・アクリル・テンペラ・ミクストメディア・水彩・パステル・
版画・鉛筆等
- 出品料 同人・一般共に2,000円、高校生1,000円、小中生無料
- 搬 入 令和8年10月13日（火）、午前9時30分～11時（協力願います）
搬入状況で展示を開始。同人の方は9時集合でお願いします。
- 搬 出 令和8年10月18日（日）午後4時（時間厳守）

◎ 出品の有無を同封のハガキに記入の上、9月5日（土）まで投函してください。
多くの方の参加をお待ちしています。

◎ 出品者は会場の当番を半日ずつご協力下さい。

※ 最終日2時～4時に勉強会を行ないます。

どなたでも参加いただけます。多くの方の参加をお待ちしています。

以上

静岡県油彩美術家協会東部支部
県油彩副会長・実行委員長

今井 利男 TEL：055-986-1871

事務局 植松 清子 TEL：080-5136-5945

小野 登志子 TEL：090-5118-8412

令和8年度 静岡県油彩美術家協会東部支部予算（案）

会計 今井 利男

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

収入の部

単位：円

項目	金額	摘要
前年度繰越金	175,778	令和7年度繰越金
助成金	40,000	本部より
出品料	200,000	2,000円×100名
雑収入		
収入合計	415,778	

支出の部

単位：円

項目	金額	摘要
会場費	43,500	コミュニティながいずみ
通信費	41,790	はがき・切手
印刷費	61,440	増田印刷、コピー代
消耗品費	3,246	文房具・領収書
会議費	21,153	打合せ
看板代	10,000	(有)ヒヨシサイン
飲料費		展示でのお茶代等
当番手当	19,000	1,000円×19名
懇親会費		
事務局費	50,000	実行委員長2万円、事務局1万円×2名、会計1万円
予備費	165,649	その他
支出合計	415,778	

*科目各間の流用を認める。

第42回

静岡県油彩美術家協会 東 部 展

2025 | 10 | 1 (水) → 5 (日) (5日間)

AM.10:00~PM.5:00 (最終日はPM.4:00まで)

会場 / コミュニティながいずみ 2F展示室

長泉町下土狩1283-11 (JR御殿場線下土狩駅下車)

TEL.055-988-7800

●主催 / 静岡県油彩美術家協会東部支部

●後援 / 静岡新聞社・静岡放送、伊豆新聞本社・伊豆日日新聞、
伊豆市、伊豆の国市、御殿場市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市、
三島市、小山町、西南町、清水町、長泉町の各教育委員会

■静岡県油彩美術家協会東部支部

県油彩副会長・実行委員長 / 今井 利男 ☎055-986-1871

■東部展事務局 / 檀松 清子 ☎080-5136-5945

鈴木 勝子 ☎090-1108-8919

(第1号様式)

令和8年4月10日

函南町教育委員会 御中

所在地 静岡市駿河区登呂 3-1-1
申請者 団体名 静岡縣市町対抗駅伝競走大会
代表者 大会会長 大須賀 紳晃 (公印省略)
連絡先 054-284-9094

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

事業名	第 27 回静岡縣市町対抗駅伝競走大会		
期 日	令和8年12月5日(土) 10:00~14:30		
会 場	静岡県庁本館前~駿府城公園~清水興津清見寺~県草薙陸上競技場		
主催者	団体名	静岡陸上競技協会 静岡新聞社・静岡放送	
	代表者	大会会長 大須賀 紳晃	
	住 所	静岡市駿河区登呂 3-1-1 静岡新聞 放送会館13階	
共催 後援団体	あり	共 催	静岡県・静岡県教育委員会・ 公益財団法人静岡県スポーツ協会
		後 援	静岡市・公益財団法人静岡縣市町村振興協会 参加市町
目的	静岡県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると同時に本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、さらに県民の体力向上等を目的として実施する。		
内容	静岡市内主要道を利用し、市街地を県内全市町 37 チームの選抜選手がタスキを繋いでいく事業。その構成は小学生から一般 40 歳以上の男女まで様々な年代の選手が出場する。		
申請理由	今年で27回大会を迎えます。函南町からも参加の意思がある旨をいただいております。		
参加費	なし		



第27回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会要綱 (案)

- 主催 静岡県上地技協会、静岡新聞社、静岡放送
- 後援 静岡県教育委員会、(公財)静岡県スポーツ協会
- 協賛 (公財)静岡県市町対抗駅伝競走委員会、静岡市
- 協力 静岡県市町対抗駅伝競走委員会、静岡県校長会、静岡県教員会、静岡県高等学校長会、静岡県私立学校協会、静岡県高等学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟

- 1. 主 旨 本大会は東海四〇〇年祭を契機とし、県内各市の活性化及び市町相互の更なる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると共に本県スポーツの振興、育成、強化、更に県民の体力向上等を目的として実施する。
- 2. 期 日 2026年12月5日(土) (午前10時00分スタート・雨天移行)
- 3. コース 興戸本館前→駒形城道→流連センター→最寄通り→麻績街道→流連センター→北街道→清見公園二之丸橋(約3.673km) (約3.673km) 興戸本館前→中郷2周→駒形城道二之丸橋(約1.903km) 駒形城道二之丸橋→北街道→清見公園二之丸橋(約1.715km) 駒形城道二之丸橋→中郷半周→麻績橋→西草野町東交差点(約3.549km) 西草野町東交差点→麻績街道→JA静岡市あまはた支店(約6.855km) JA静岡市あまはた支店→流連センター→北街道→駒形城道二之丸橋(約3.911km) 駒形城道二之丸橋→清水六中(約3.564km) 清水六中→北街道→駒形城道二之丸橋(約3.020km) 駒形城道二之丸橋→清水区役所(約1.619km) 清水区役所→清水区役所(約3.051km) 清水区役所→南村線→清水七中(約4.310km) 清水七中→南村線→草薙上競技場(約5.025km) 清水七中→南村線→草薙上競技場

- 4. チーム編成 (但し、行政区を再編した後には、24回大会のチーム構成での参加を27回大会まで認める。)
- (1) チーム名は市・町名とし、複数出場の場合は市・町名の後に地域名などで区別すること。
- (2) チームは監督1名、コーチ1名、選手21名以内とする。
- (3) チームは監督1名、コーチ1名、選手21名以内とする。
- (4) チーム関係者は大会運営関係者を兼務できない。

- 5. 参加資格 I. 参加選手は、県内各市町に在住・在勤・在学する者、またはしたる級に属する市の出生者とする。
- (1) 各選手区分の年齢標準は下記の通り。
- (a) 小学生区分の参加選手は、2014年4月2日以降に生まれた者。
- (b) 中学生区分の参加選手は、2017年4月2日から2014年4月1日までに生まれた者。
- (c) 高校生区分の参加選手は、2008年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者。
- (d) 一般区分の参加選手は、2008年4月1日以降に生まれた者。
- (e) 40歳以上の区分の参加選手は、1986年12月5日以降に生まれた者。

- (2) 人口70,000人未満のチームは、一般(女子)区分に、中学・高校生を出場させることができる。但し、中学生は2年生以上とする。※人口は前年の10月1日を基準とする。
- (3) 選手選出が困難なチームは、その市町が、所属があると思われる者を選出できる。(別紙)
- II. 選手選出は、選手本人が希望する参加資格を優先とする。参加資格は、以下の中から選ぶ。
- 1. 現住所 2. 勤務地・在籍校所在地 3. 出生地 4. 出身校 5. 保護者の現住所 6. 所属(かかり)
- 7. その他(下記のⅢを指す)

Ⅲ 県内各市町に在住・在勤・在学する者は、人口70,000人未満の市町に、出場を希望するチームがある場合、そのチームにエントリーができる。人口は前年の10月1日を基準とする。

※県外在住・在勤・在学者であっても、静岡県上地技協会に登録する者はエントリーできる。(別紙) ※参加資格において、判断しにくい場合は事前に資格審査委員会に相談すること。

6. 競技方法 (1) 本大会は、2026年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同連盟駅伝競技規則、同連盟駅伝競技規則並びに、本大会要綱(申し合わせ事項)により実施する。

(2) 参加チームは大会競技規則及び大会運営事項を遵守すること。

(3) 市町対抗とし、市の町・部の部の2部制(但し、即時スタートとする)。

(4) 各区分には男女を別用し、タイム測定はタイム中に埋め込んだチップで行う。

(5) 引き継ぎは、エントリーも正式に変更された選手が定めなければならない。違反した場合は失格とする。

(6) 区間1位は、エントリーも正式に変更された選手が定めなければならない。違反した場合は失格とする。

7. 選手登録 10月14日(水) 17時00分まで(所定の方法で届出すること)。

(1) エントリーシステムに登録した選手で、チーム及び参加選手は下記16項を承認したものとす。

(2) エントリー情報(参加資格・住所・所属など)は、選手登録時点のものとし、その後の変更はできない。

8. オーダー表 正式オーダー表はエントリー選手から選出し、所定の方法及び監督会議当日の昼12時までに提出すること。

9. 選手変更 選手変更は、本要綱の参加資格ならびに大会競技規則及び運営事項に準じること。

10. 表彰 (1) 市町対抗の2部制とし、優勝チームには優勝旗・優勝杯・優勝盾(それぞれ持ち帰り)を授与し、静岡県市町村振興協会杯、協賛杯、賞状、メダルを1位から3位までのチームに授与する。

(2) 市の部は10位まで、町の部は6位までを入賞とし表彰する。

(3) 区間1位には区間賞を授与する。(市・町の部ともに)

(4) 前年大会よりタイムの上昇幅が狭小した市の部上位3チーム以内、町の部上位2チーム以内(町間賞を除く)を授与する。(入賞チームおよび市町合併等で前年より大幅にチーム編成を変更したチームは対象から除く。)

(5) チームを人口別に6つのゾーンに分け、そのゾーン内で1位のチームにぶら下がることを認める。(但し、入賞および表彰を受賞したチームは対象から除く。)

11. 監督会議 12月4日(金) 16時00分から 静岡新聞放送会館 4階会議室 (静岡市駿河区登呂3-1-1)

12. 開会式 12月4日(金) 監督会議終了後 同会場

13. 表彰式 12月5日(土) 14時から 草薙上競技場 (静岡市駿河区栗原19-1)

14. 併催事業 12月5日(土) 12時50分から 草薙上競技場 (静岡市駿河区栗原19-1)

エントリーした小学生の補欠選手を対象に、草薙上競技場において男女別1500メートル競走を行う。

15. チーム担当 (1) チーム担当者は、各市町の職員または各市町のスポーツ協会(体育協会)の職員とする。

(2) 各チームは、チーム担当者の氏名、所属、連絡先、大会事務局に登録すること。

(3) 大会事務局はチーム担当を窓口とし、チームと情報を共有する。

16. 個人情報及び肖像権の取扱い (1) 大会エントリーシステムに登録した個人情報、大会運営と報道のために利用し、目的以外に使用しない。

(2) 参加選手の氏名、所属などは、公式プログラム及び大会成績、大会報告書、大会ホームページ等に掲載する。

(3) 本大会の写真は、報道機関等による取材及び大連スクリーンやインターネット等で配信することがある。

(4) 本大会の映像は、報道機関等による取材及び大連スクリーンやインターネット等で配信することがある。

(5) 本大会の写真は、主催者が認めた写真販売会社によって写真販売することがある。

(6) 主催者は参加者全員を被写体としてスポーツ関係に加入する。

(7) その他 (1) 主催者は参加者全員を被写体としてスポーツ関係に加入する。

(2) 主催者は競技中に生じた事故の応急処置を行うが、事故後の責任は負わない。

(3) 選手・付き添いの配置は主催者が行う。

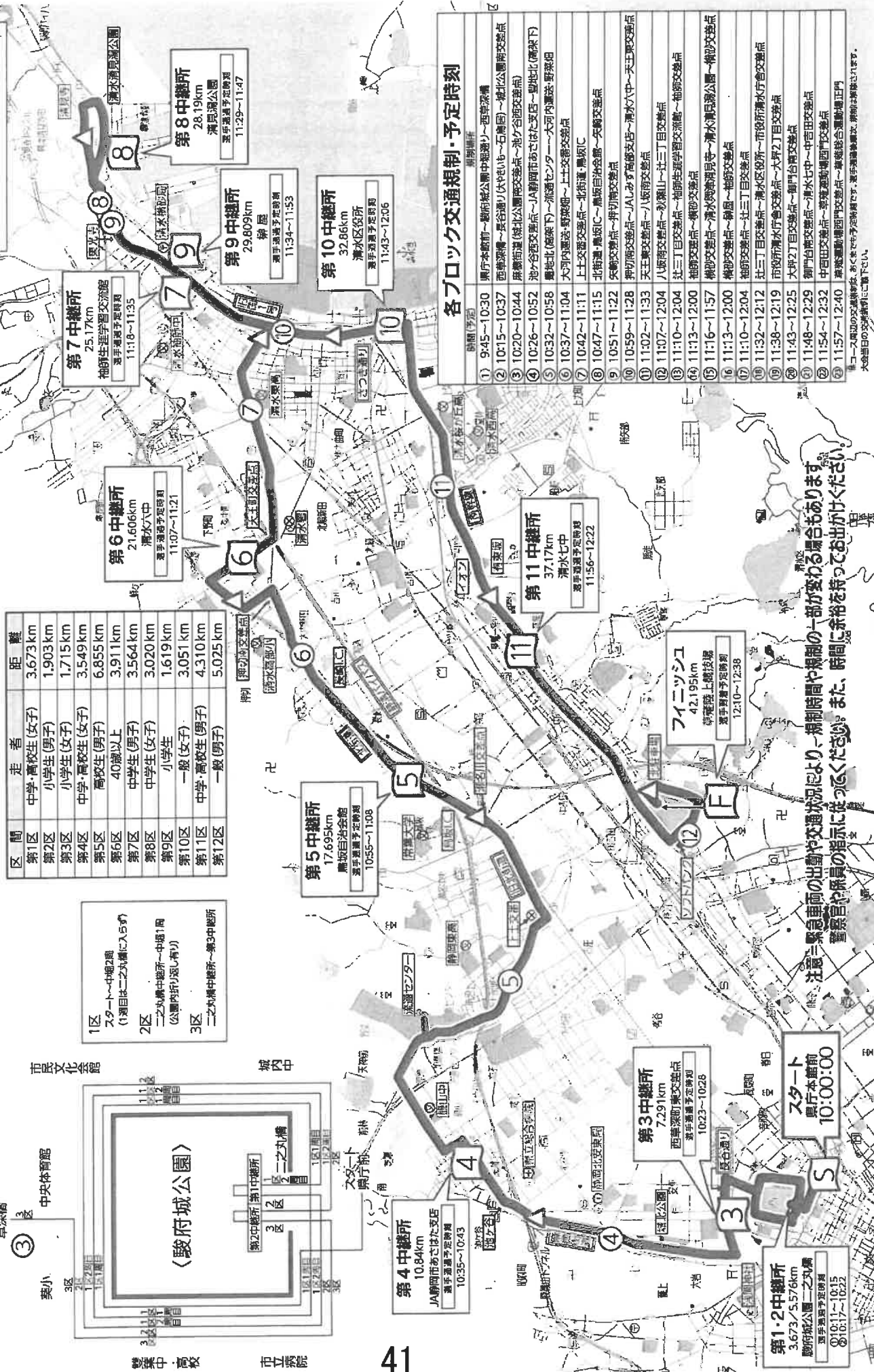
(4) 選手は大会までに医師の診断を受けなければならない。(2026年例に準ずるかや検診で異常がなければ必要ない。)

(5) 本大会の開催日は、12月1日(日)の前の日曜日とする。

【大会事務局】 静岡市駿河区栗原3丁目1番1号(静岡新聞社静岡放送 地域ビジネス推進部内) 千422-8033 TEL:054-284-9094 FAX:054-284-9095

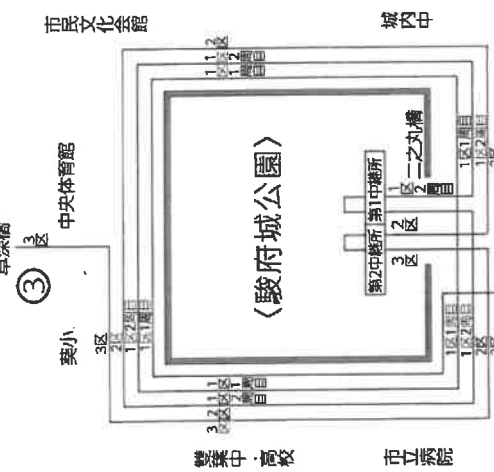
メールアドレス: eidc@ntimukyoku@gmail.com 2026.4.1(案)

第27回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 コース図



区間	走者	距離
第1区	中学・高校生(女子)	3.673 km
第2区	小学生(男子)	1.903 km
第3区	小学生(女子)	1.715 km
第4区	中学・高校生(女子)	3.549 km
第5区	高校生(男子)	6.855 km
第6区	40歳以上	3.911 km
第7区	中学生(男子)	3.564 km
第8区	中学生(女子)	3.020 km
第9区	小学生	1.619 km
第10区	一般(女子)	3.051 km
第11区	中学・高校生(男子)	4.310 km
第12区	一般(男子)	5.025 km

- 1区 スタート～中継2 (1区目は二之丸橋に入らず)
- 2区 二之丸橋中継所～中継1 (公園内印返し有り)
- 3区 二之丸橋中継所～第3中継所



各ブロック交通規制・予定時刻

時刻(予定)	規制箇所
① 9:45～10:30	県庁本館前～駿府城公園中継所～西草深橋
② 10:15～10:37	西草深橋～長谷通り(大やいも～七高層)～城北公園南交差点
③ 10:20～10:44	麻橋街道(城北公園南交差点～池ヶ谷西交差点)
④ 10:26～10:52	池ヶ谷西交差点～JA静岡市あざはた支店～聖地北(高架下)
⑤ 10:32～10:58	聖地北(高架下)～流通センター～大内運送 野菜畑
⑥ 10:37～11:04	大内運送 野菜畑～上土交差点
⑦ 10:42～11:11	上土交差点～北街道 黒須IC
⑧ 10:47～11:15	北街道 黒須IC～鳥坂自治会館～矢野交差点
⑨ 10:51～11:22	矢野交差点～押切南交差点
⑩ 10:59～11:28	押切南交差点～JAしずく高層支店～清水六中～天王塚交差点
⑪ 11:02～11:33	天王塚交差点～八坂南交差点
⑫ 11:07～12:04	八坂南交差点～秋葉山～社三目交差点
⑬ 11:10～12:00	社三目交差点～袖師生涯学習交流館～袖師交差点
⑭ 11:13～12:00	袖師交差点～横砂交差点
⑮ 11:16～11:57	横砂交差点～清水興隆見守～清水興隆公園～横砂交差点
⑯ 11:13～12:00	横砂交差点～新屋～袖師交差点
⑰ 11:10～12:04	袖師交差点～社三目交差点
⑱ 11:32～12:12	社三目交差点～清水役所～市役所清水庁舎交差点
⑲ 11:38～12:19	市役所清水庁舎交差点～大井2丁目交差点
⑳ 11:43～12:25	大井2丁目交差点～南門南交差点
㉑ 11:48～12:29	南門南交差点～清水七中～中吉田交差点
㉒ 11:54～12:32	中吉田交差点～新津運動場西門交差点
㉓ 11:57～12:40	新津運動場西門交差点～運動総合運動場西門

注意 緊急車両の出動や交通状況により、規制時間や規制の一部が変わる場合があります。警察官や隊員の指示に従ってください。また、時間に余裕を持ってお出掛けください。

**第27回静岡県市町対抗駅伝競走大会
収支予算書**

	項 目	金 額 (円)	説 明
収 入	静岡県市町村振興協会	¥1,000,000	助成金
	静岡新聞社・静岡放送	¥53,660,836	
		合 計	¥54,660,836
支 出	印刷物関連費	¥4,231,500	大会プログラム費等
	競技備品関連費	¥2,531,660	大会ジャンパー費等
	賞・記念品関連費	¥2,510,100	入賞トロフィー等
	PR・設営関連費	¥26,993,000	広報費・設営費等
	会場・会議関連費	¥5,488,000	草薙総合運動場利用費等
	宿泊・報償関連費	¥6,953,900	走路員謝礼費等
	雑費関連費	¥2,196,500	弁当代・ごみ処理費等
	事務局関連費	¥3,756,176	選手保険料等
		合 計	¥54,660,836

事務連絡
令和8年4月13日

伊豆の国市、函南町、伊豆市
教育委員各位

伊豆市教育長 鈴木 洋一

令和8年度2市1町教育委員情報交換会の開催について

陽春の候、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より、教育行政にご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、伊豆の国市・函南町、伊豆市教育委員の連携を図るとともに、教育行政の推進に資することを目的に、昨年度に引き続き「2市1町教育委員情報交換会」を、下記のとおり実施したいと存じます。

つきましては、公私共にご多忙とは存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席いただきますよう、下記のとおりご案内いたします。

記

- 1 開催日時 令和8年5月27日（水）
午後6時30分～
- 2 開催場所 中伊豆ワイナリーシャトーT.S
伊豆市下白岩 1433-27 (☎0558-83-5111)
- 3 会 費 一人 10,000 円（当日集金）
- 4 出席者 教育長、教育委員、
学校教育所管の部・課長（新旧）
伊豆箱根鉄道修善寺駅から送迎バスをご用意いたします。
（18:10 修善寺駅発）ご利用の有無もあわせてご連絡ください。

担当：伊豆市教育委員会学校教育課

主幹 小澤 真紀

電話：0558-83-5470

FAX：0558-83-5498

アドレス：kyouiku@city.izu.shizuoka.jp

伊豆市立伊豆中学校 視察訪問

日時：令和8年6月23日（火）10時～12時30分（給食試食含む）

【伊豆市教育委員会・伊豆中学校への質問事項】

- 【例】・統廃合に際し、地域、保護者、生徒からの主だった要望や意見を教えてください。
- ・統廃合に際し、調整に時間を要した（難題）だったことは何ですか。
- ・学校の校舎や設備で、実際に使用してみて調整不足だったと感じるところがありますか。
- ・中学生のバス無償化を実施していますが、保護者の送迎とバス利用とどちらが多いですか。
- ・3校が合併しましたが、ランドデザインに工夫したところはありますか。

◎

◎

◎

◎

◎

◎

◆ 次回定例会（5月26日）でご提出をお願いします。◆

	令和8年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 実施計画書	
--	--	--

1 実施目的

教育の中心である児童・生徒・園児たちが学ぶ学校や園、また生涯にわたり学びを支える社会教育施設等を教育委員会が自ら訪問し、教育現場の現状を、教員、児童生徒、保護者等と同様の目線で視察することで、今後の町の教育行政に役立てることを目的とする。

2 参加委員等

(1) 教育委員会(5名)

久保田浩子教育長、渡邊博文委員、小永井博之委員、林千枝委員、長澤幸委員

(2) 事務局(3名)

教育次長、学校教育課長、学校教育課課長補佐

計8名

3 視察ポイント

- (1) 園、学校経営書に即した運営状況、安全対策状況、児童生徒の様子
- (2) 学校等施設の整備状況（安全対策含む）
- (3) 社会教育施設の利用状況及び整備状況（安全対策含む）

4 実施日程・視察内容

- (1) 実施日程及び視察の内容は、別紙日程・視察内容一覧のとおり。

※定例教育委員会開催日と同日に実施する。

- (2) 移動方法については、庁用車（ハイエース1台）を利用する。
- (3) 各日程における教育委員会の昼食は、原則、学校給食を試食する。

函南小・丹那小・・・東京ケータリング(株)

東小・函南中・・・(株)レクトン

桑村小・東中・・・(株)サンユー

西小・・・フジ産業(株)

※給食費は実費とし、当日学校に支払いますので、5月の定例教育委員会でまとめて集金をさせていただきます。(1食355円×4回分+伊豆市450円=1,870円)

5 その他

- (1) 各学校の経営書は、委員に事前配布します。
- (2) 当日は、学校長及び施設担当者から案内や説明を受ける予定ですが、都合により代理者（教頭、主任教諭など）が対応する場合があります。
- (3) 学校等の施設運営に支障のない範囲で実施するものとし、委員に対して特段の準備、接遇は不要としておりますので、各自飲料等の持参をお願いします。

令和8年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧

R8.4.1

No.	6月23日（火）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	伊豆中学校（給食試食）	10:00～12:00	視察研修、給食試食（12:00～12:30）

No.	7月15日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:40	出発前日程等確認
1	丹那小学校	9:00～10:00	学校運営状況等
2	丹那幼稚園	10:05～10:45	園運営状況等
3	函南中学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	9月30日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	東中学校	9:10～10:00	学校運営状況等
2	春光幼稚園	10:10～10:50	園運営状況等
3	東小学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	10月29日（木）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	西小学校	9:00～10:00	学校運営状況等
2	二葉こども園	10:15～11:00	園運営状況等
3	桑村小学校（給食試食）	11:15～12:10	学校運営状況等、給食試食（12:10～12:30）

No.	11月26日（木）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	西部保育園	9:10～9:50	園運営状況等
2	文化財整理室	10:00～10:50	文化財の管理状況、今後の予定等
3	函南小学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

◎幼稚園・保育園については、原則、隔年で訪問することとする。